

全国一斉

労働相談ホットライン

36（さぶろく）協定を守る ろうどう

ナビダイヤル 0570-036-610

※上記は特設番号です。6/10 以外は御利用いただけませんので御注意ください。

弁護士が無料で
対応いたします。
※通話料金がかかります。

2019年6月10日（月）
午前10時～正午、午後1時～5時

バイトを辞めたいのに
辞めさせてくれない…

大学の試験を
受けられない程
バイトのシフトが入る

残業代がでない…

次の更新がない

パワハラ、セクハラ
がひどい…

こんなことはありませんか・・・？

- ・ 実際は求人広告よりも賃金が低かった
- ・ 会社でけがをしたのに「労災手続」を取ってもらえない
- ・ 次は更新しないという契約書にサインをすれば今回だけ更新すると言われた
- ・ 残業代が支払われない
- ・ 上司から怒鳴られる
- ・ 残業が多すぎて疲れてしまった
- ・ 明日から来なくてもいいと言われた
- ・ しつこく退職を迫られている

主催：日本弁護士連合会・島根県弁護士会

※各弁護士会により実施状況が異なります。詳細は実施案内を御確認の上、各弁護士会にお問い合わせ下さい。実施案内は日弁連ホームページで御確認いただけます。また、当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますので予め御了承ください。